

各施設の概要

1. 保健所・保健センター

(1) 整備の背景

「健康であること」、「健康の不安がないこと」、「子どもが健やかに育つこと」、「安全・安心な食生活」、「衛生的な生活環境が確保されていること」など、健康に関する思いはその人の置かれている環境や家族構成、健康意識により様々です。

「健康的でその人らしく安心した生活を送る」ためには、市民一人ひとりが「健康を自らつくり出し、その輪をひろげていくこと」や「健康づくりの推進を支援するための環境整備」が求められています。

今後、健康や安全に関する様々な要望に応えるため、富本町の「豊橋市保健所」、市役所内の「健康課」、松葉町の「母子保健センター」での業務やスタッフを集約し、保健に関する専門的・技術的機能と市民の健康づくりを支援する機能を一体的かつ総合的に提供する健康エリアの拠点を整備していく必要があります。

様々な健康問題への対応を行う「健康あんしん拠点」、市民自らの健康づくりを支援する「健康づくり拠点」として、保健所・保健センターを整備し、総合的な保健・健康づくり支援サービスを提供します。

(2) 整備の基本的な概要

コンセプト

保健所・保健センターのコンセプトは次のとおりとし、地域療育センター（仮称）との連携をもってサービスを展開します。

- ・「健康あんしん拠点」
- ・「健康づくり拠点」

基本的な方針

市民が安心して暮らすために必要な衛生面での安全確保を図ります。

また、市民が日常的に行う健康づくりを促進するため、専門スタッフによる支援・啓発・指導を行うとともに、学校や企業等とも連携しながら、地域における健康づくり活動のひろがりを目指す取組みを行っていきます。

また、市民が気軽に訪れ、親子で触れ合える施設とします。

< サービス提供のあり方 >

情報交換の拠点・相談の場の提供

- ・母子の健康、発達に関する相談
- ・健康に関する相談
- ・エイズ、性感染症に関する相談
- ・健康増進情報の提供 など

「健康あんしん・健康づくり」のための支援・啓発・指導

- ・妊産婦及び母子の健診（健康管理）
- ・健康を維持・増進するための教室や相談
- ・健康づくりに関する啓発・支援
- ・生活習慣改善のための支援
- ・監視指導・試験検査・感染予防・結核予防 など

市民活動の促進、場の提供

- ・健康づくりイベントの開催
- ・ボランティア活動の場
- ・市民交流の場
- ・健康「食」に関する情報・飲食の場 など

提供する機能

A. すこやか親子機能

「安心して妊娠・出産ができる」・「いきいきと子育てができ、子どもが健やかに成長できる」ための支援

B. 健康いきいき機能

「いきいき人生を送る」ための健康の保持増進への支援

C. 生活衛生機能

市民生活に関わる衛生面での「安全・安心」の確保

D. 市民参画機能

「みんなぐるみ、まちぐるみ」で健康とよはしの実現

E. その他の機能

総合相談、健康危機管理 など

【各機能の概要】

A. すこやか親子機能

妊産婦や乳幼児、思春期の子ども、またその人たちを取り巻く両親や祖父母、地域の人たちが、自らの健康づくり・健康管理ができ、子育て力などを向上させていくことが、「すこやか親子」の実現に欠かせません。

生涯にわたる健康づくりの基礎となる妊娠期・乳幼児期を健やかに過ごすことができるよう、各種の子育て支援事業を実施し、敷地内に整備する地域療育センター（仮称）との緊密な連携を図っていきます。

1)妊産婦保健：安心して妊娠・出産ができる環境整備を進めます。

- ・母子健康管理（妊産婦健康診査等）
- ・育児支援（パパママ教室等）

2)乳幼児保健：子どもの健やかな成長のための支援を進めます。

- ・母子健康管理（健康診査：乳児・4か月児・1歳6か月児・3歳児等）
- ・育児支援（育児教室等）
- ・発達支援（健診事後相談等）
- ・母子健康相談（アレルギー、外国人保健相談等）

3)思春期保健：将来、親となる世代の健全な発達を目指します。

- ・思春期教育（赤ちゃんふれあい体験等）

B.健康いきいき機能

生活習慣病の代表である糖尿病の抑制運動推進など健康のまちづくり事業への取り組みや健康増進事業の推進のほか、健診等の保健事業を実施していきます。また、難病患者へのケアや家族への支援、精神患者の社会復帰や家族への支援を実施することにより、全ての市民が「いきいき人生を送る」ことを目指します。

1)健康づくり：市民自らが行う健康づくりを支援していきます。

- ・健康づくり啓発（健康づくりイベント、とよはし元気ネット等）
- ・健康増進（学校保健連携、禁煙・受動喫煙防止、地域活動、健康の道づくり等）
- ・栄養改善（食生活改善、特定給食施設指導等）
- ・歯科保健（フッ素塗布、健康相談等）

2)生活習慣病予防：生活習慣病の予防・早期発見を支援していきます。

- ・糖尿病抑制運動（健康のまちづくり）
- ・食環境整備（食事摂取基準の提示、個別指導等）
- ・食の教育（食育の推進等）
- ・成人健康管理・支援（健康診査、健康教育、健康相談等）
- ・がん予防（各種がん検診等）

3)難病ケア：患者・家族の療養上・日常生活上の心配・不安などに対応していきます。

- ・患者家族支援（難病患者家族のつどい等）
- ・難病相談（面接、医療相談等）

4)精神保健：患者・家族の療養上・日常生活上の心配・不安などに対応するとともに、こころの健康問題（メンタルヘルス）などにも取り組んでいきます。

- ・患者家族支援（家族教室、社会復帰教室、訪問相談・指導等）
- ・こころの健康づくり（こころの健康講座、ひきこもり講演会等）
- ・精神保健福祉相談（思春期、家族等）

C.生活衛生機能

市民生活に大きく関わる「食の安全・安心」、「環境の衛生確保」、「病院等における適切な医療等の確保」、「新たな感染症への対応を含む感染予防策」などを的確に実施していきます。事業者等に対する監視指導等により、公衆衛生水準の確保を図るとともに、市民・関係者への情報提供など、必要な対応を行っていきます。

- 1)食品安全確保:食品衛生監視指導計画により、業務実施・評価を行っていきます。
 - ・食品衛生監視指導(飲食店・食品製造業等申請、食品取扱施設の監視指導等)
 - ・食の安全に関する指導啓発等

- 2)生活環境衛生:営業者による適切な衛生管理の実施をチェックしていきます。
 - ・環境衛生監視指導(理美容・旅館・公衆浴場等申請、関係施設の監視指導等)
 - ・住環境等相談(衛生害虫駆除、室内環境等)

- 3)医事・薬事:医療安全の確保や院内感染防止等の実施等をチェックしていきます。
 - ・医事指導(病院等申請、立入検査等)
 - ・薬事指導(医薬品販売業等申請、立入検査、薬物乱用防止等)
 - ・衛生検査所指導(申請、立入検査等)

- 4)感染予防:結核・感染症の管理指導、予防接種の的確な実施を行っていきます。
 - ・結核予防(結核検診、呼吸器教室、予防啓発等)
 - ・感染症予防(相談・啓発、性感染症相談、エイズ関連事業等)
 - ・予防接種(ポリオ等予防接種)

- 5)試験検査:行政処分・指導等の前提となる試験検査を適切に処理していきます。
 - ・衛生上の試験検査(食品・食中毒等、結核・感染症、水質等)

D.市民参画機能

すべての市民が自らの健康について考え、主体的に取り組むことにより、市民の健康度がより一層アップします。様々な人が集い、活動を広げ、情報を発信するなど健康に関する市民活動がいきいきと行えるための「場づくり」を行っていきます。

- 1)市民利用:市民の健康・生きがいづくりのためのスペースとしての機能を目指します。
 - ・フリーオープンスペース(交流・イベントの開催、資料の閲覧等)
- 2)市民活動・支援:市民自らの健康づくり・仲間づくりの拠点機能を目指します。
 - ・ヘルスボランティア地域活動(講座、グループ、活動支援等) など
- 3)情報提供・情報収集:情報の交流が図れる場を目指します。
 - ・とよはし元気ネット
 - ・情報コーナー など

E.その他の機能

1)総合相談

健康相談・医療相談・生活環境相談など、適切な情報提供や親身な相談対応により、市民に親しまれる相談窓口を目指します。また、ITなどを活用し、福祉分野と連携していきます。

2)健康危機管理対応

SARS・鳥インフルエンザ発生など不測の事態に備え、健康危機に対する事前対応・発生時対応・事後対応を適切に実施できる体制を整えていきます。

想定される機能配置・利用者数・施設規模

区分	諸室	年間利用者数(人)	延床面積(m ²)
すこやか 親子機能	診察室、処置・検査室、指導室、相談室、プレイルーム等	16,000 ~ 17,000	約 2,300
健康いき いき機能	相談室、指導室、フィットネスルーム等	31,000 ~ 35,000	約 800
生活衛生 機能	診察室、処置室、相談室、試験検査棟等	19,000 ~ 21,000	約 1,100
市民参画 機能	フリーオープンスペース、情報コーナー等	9,000 ~ 11,000	約 600
休日夜間 急病診療所	診察室、処置室、レントゲン室、待合室等	28,000 ~ 31,000	約 1,000
その他	執務室、講堂、レストラン、研修室、会議室	44,000 ~ 54,000	約 2,000
共用部分	廊下等		適宜
合計		147,000 ~ 169,000	約 9,000

網掛け部分は新しいスペースを示す。

2．地域療育センター（仮称）

（1）整備の背景

障害や病気のある人もない人も誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心した生活が送れること、これが私たちの願いです。

本市では、国、県、市などの行政機関のほか、社会福祉法人など民間機関が早くから身体障害児や知的障害児への様々な生活支援の対応を図ってきました。

しかし、これらの機関の核となって連携を図る機能は存在せず、利用者の利便性や信頼性を確保するには十分とはいえません。

また、発達障害児や、発達障害に起因する様々な問題に対し、適切に対応する体制の整備等が求められています。

こうしたことから、保健センターとの連携を図りながら、「障害児に対する早期発見・早期療育」、「障害児のいる家庭への支援」、「障害に関する各機関の連携促進」、「地域における療育の技術力向上」等の役割を果たし、本市の子どもの成長を支援する療育システムの拠点となる「地域療育センター（仮称）」を整備するものです。

(2) 整備の基本的な概要

コンセプト

地域療育センター(仮称)のコンセプトは次のとおりとし、保健センターとの連携を図るものとします。

- ・ 障害児の早期発見・早期療育
- ・ 障害児のいる家庭への支援
- ・ 療育関係機関等との連携
- ・ 地域における療育の技術力向上

基本的な方針

地域療育センター(仮称)の基本的な方針は次のとおりとします。

- 1) 概ね東三河を対象エリアとして障害児を受け入れ、相談、診療、リハビリテーション、外来グループ療育及び地域療育サービスに関する専門機能を有するものとします。
- 2) 国、県の療育機関、障害児に関する医療機関及び児童福祉施設等と連携し、総合的な療育サービスの提供や障害児のいる家庭への支援を行うこととします。
- 3) 子育て全般に関する相談機能を持ち、保育所や幼稚園、学校などと連携して子育てに関する総合的な相談などを行うこととします。
- 4) ひきこもりなど、こころに病を持つ児童へのカウンセリング及びその家族に対する相談機能を有するものとします。

対象者

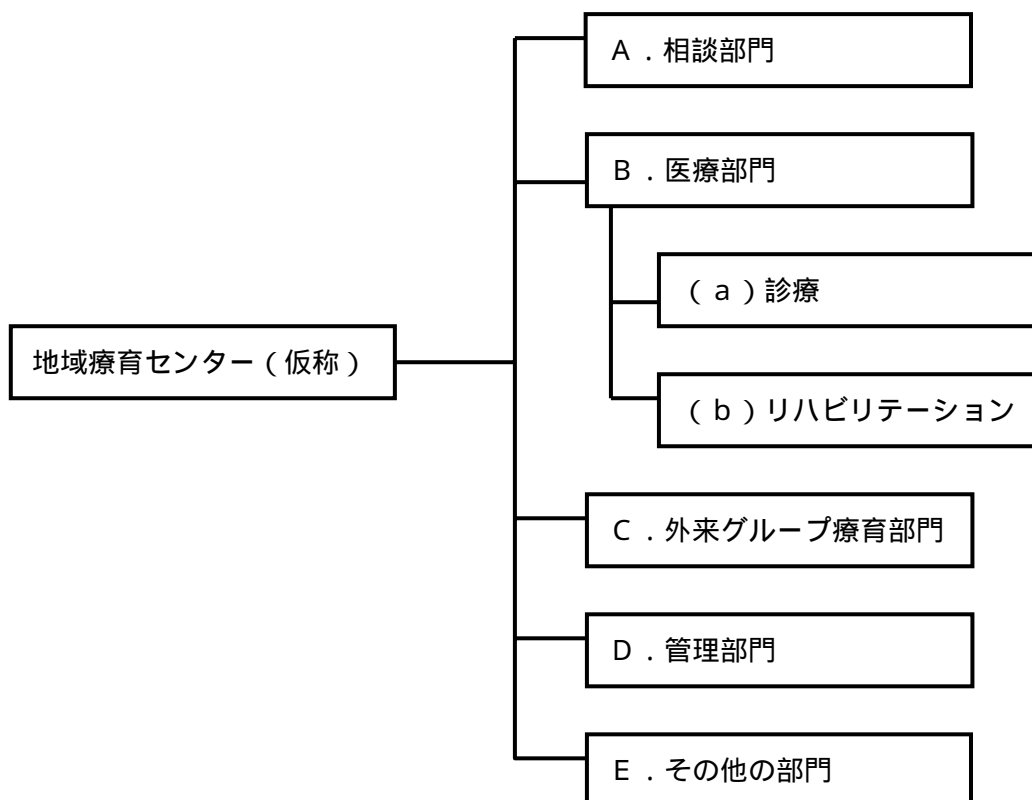
障害児及びその家族、また、子育てに関する相談などを必要とする家族、更にひきこもりなど、こころに病を持つ児童及びその家族を基本とします。

* 「障害児」とは、原則として18歳未満の知的障害児、身体障害児、発達障害児及びこれらの疑いがある児童のことをいいます。

提供する機能

地域療育センター（仮称）は、発育段階における障害などを早期に発見し、適切な支援を行うという療育システムの中心的な役割を果たすため、次のサービスを提供します。

【サービス体系】



【各機能の概要】

A . 相談部門

1)業 務

障害や子育てに関する専門的な知識を持つ相談員等を配置し、センター利用者の最初の窓口サービスとして各種の相談を行います。

また、療育事業のコーディネーターとして、国、県や民間等の療育に関する機関との連携を図るほか、学校や保育所・幼稚園も対象とした地域療育支援サービスを実施します。業務内容は、概ね次のとおりとします。

- ・ 障害に関する相談
- ・ 対象児の状況を把握するための面接、助言、指導
- ・ 関係機関等との連絡、調整、会議の開催
- ・ センター内各部門や児童福祉施設等の療育活動への支援
- ・ 保育所・幼稚園等への巡回相談
- ・ 療育に関する講習会、研修会等の実施
- ・ 保健センターと連携
- ・ 子育て全般に関する相談等の実施
- ・ ひきこもりなど、こころに病を持つ児童に対する相談等の実施 など

2)スタッフ等

ソーシャルワーカー、保健師など

B . 医療部門

豊橋市民病院、医師会、歯科医師会などと連携を図りながら、障害児への対応に必要な専門医師と医療系職員からなる診療所を設置し、診療、評価、検査のほか各種のリハビリテーションを行います。

また、児童相談所、養護学校及び民間療育施設等に対し、専門的な立場から医学的な助言等のサービスを提供します。

(a) 診療業務

1) 業 務

- ・ 診療
- ・ 地域療育サービスとして、保育所・幼稚園、児童福祉施設等への巡回相談など

2) 診療科目

児童精神科、小児科など

3) スタッフ等

児童精神科医師、小児科医師、看護師など

(b) リハビリテーション業務

リハビリテーション業務は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法で構成します。

理学療法

(総合福祉センター「あイトピア」で実施している機能訓練事業を移管)

1) 業 務

- ・ 運動発達評価、個別又は集団的な運動療法の実施
- ・ 在宅生活を円滑に行うための助言、指導
- ・ センター内各部門との連携
- ・ 児童福祉施設等への訪問サービスの実施
- ・ 関係機関等の啓発、巡回相談等の実施 など

2) スタッフ等

理学療法士

作業療法

1)業務

- ・対象児童の評価、個別又は集団的な訓練療法の実施
- ・日常生活動作の評価と訓練
- ・在宅生活を円滑に行うための助言、指導
- ・センター内各部門との連携
- ・児童福祉施設等への訪問サービスの実施
- ・関係機関等への啓発、巡回相談等の実施 など

2)スタッフ等

作業療法士

言語聴覚療法

(総合福祉センター「あいつピア」及びつつじ教室で実施している言語訓練事業を移管)

1)業務

- ・対象児のこたば・コミュニケーションに関する相談、評価、訓練の実施
- ・聴力検査
- ・センター内各部門との連携
- ・児童福祉施設等への訪問サービスの実施
- ・関係機関等への啓発、巡回相談等の実施 など

2)スタッフ等

言語聴覚士

心理療法

1)業務

- ・面接や検査、心理診断等の実施
- ・対象児童への心理療法及び保護者へのカウンセリング等の実施
- ・センター内各部門との連携
- ・関係機関等への啓発、巡回相談等の実施 など

2)スタッフ等

臨床心理士

C．外来グループ療育部門

(つつじ教室を移管)

1)業 務

発達の遅れや行動に特徴の見受けられる子どもに対し、一定の訓練などを行いながら経過を観察、評価します。

2)スタッフ等

保育士

D．管理部門

1)業 務

- ・センターの統括的運営
- ・庶務、経理
- ・施設管理 など

2)スタッフ等

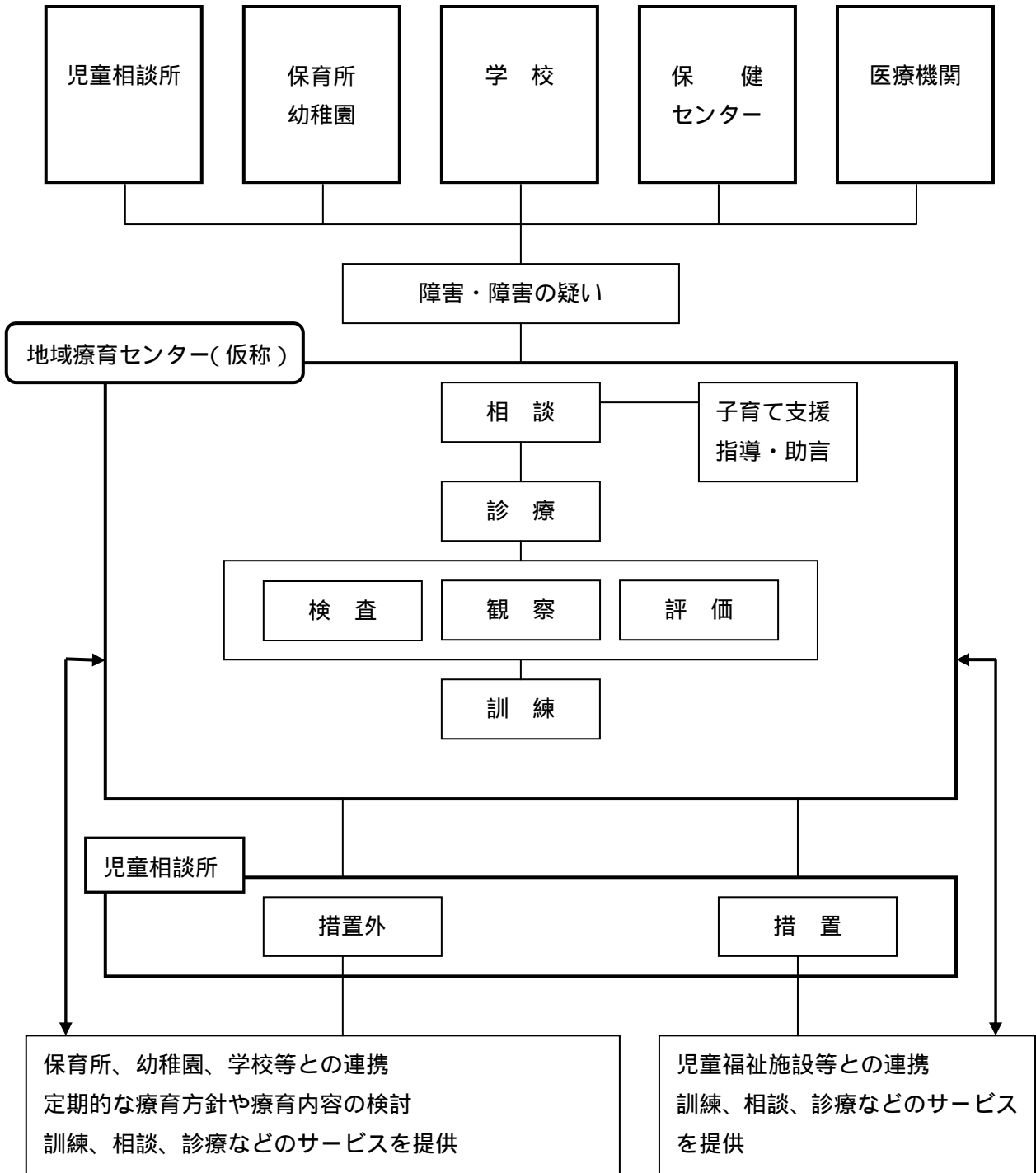
センター長、事務職員など

E．その他の部門等

1)通園施設等の併設については、各施設の機能の整合を図ります。

2)センターの運営や啓発活動、地域活動等のためにスペースを整備します。

地域療育のイメージ



想定される機能配置・利用者数・施設規模

区 分		諸 室	年間利用者数(人)	延床面積(m ²)
相 談 部 門		総合受付、相談室、待合ロビー等	2,300 ~ 2,500	約 200
診 療 部 門		診察室、処置室、検査室等	8,800 ~ 9,800	約 400
リ ハ ビ リ テ	理学療法	集団療法室、個別療法室等	3,800 ~ 4,200	約 600
	作業療法	集団療法室、個別療法室等	3,800 ~ 4,200	
シ ョ ン 部 門	言語聴覚療法	集団療法室、個別療法室等	9,100 ~ 10,000	約 300
	心理療法	心理検査室等	1,300 ~ 1,500	約 200
外来グループ療 育 部 門		保育室、託児室、プレイルーム等	8,200 ~ 9,100	約 600
管 理 部 門		事務室等		約 100
そ の 他		研修室、会議室、情報収集室等		約 600
共 用 部 分		廊下等		適 宜
合 計			37,300 ~ 41,300	約 4,000

3. 休日夜間急病診療所

(1) 整備の背景

休日夜間急病診療所は、昭和60年4月に富本町に開設され、市民が休日夜間において安心して生活が送れるよう、内科、小児科の初期急病患者を対象に診療を実施し、また、平成12年度から小児科医師を専属配置し、その充実を図っています。

市民が、いつでも安心して医療を受けられるとともに、利用しやすい医療体制を提供するため、保健所・保健センター整備に併せて新築移転するものです。

(2) 整備の基本的な概要

コンセプト

休日及び夜間における急病患者に対し救急の医療を行います。

提供する機能

A. 利用しやすい救急医療の実施

休日夜間の急病等に対し歯科を併設するなど、わかりやすい救急医療体制を検討します。

B. 災害時における応急救護の実施

災害時における応急救護所の役割を果たします。

想定される利用者数・施設規模

諸 室	年間利用者数(人)	延床面積(m ²)
診察室、処置室、レントゲン室、待合室等	28,000 ~ 31,000	約 1,000

保健所・保健センター想定利用者数及び施設規模からの再掲

4 . 災害時における保健医療スタッフの拠点

(1) 整備の背景

東海・東南海地震等巨大地震発生が予想されるなか、災害時においては、非常に多くの負傷者が予想され、迅速な応急医療の提供、さらには被災住民の健康管理などが保健医療行政に求められています。

また、災害発生時には各地から医療ボランティアの応援や医薬品等の支援が予想され、そうした人や物資の管理と有効活用を図るための拠点づくりが必要となっています。

(2) 整備の基本的な概要

コンセプト

災害時の体制として、保健所・保健センターと、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携による迅速かつ効果的な医師の確保、医薬品等の確保を図り、また各地からの医療ボランティアとの連携機能も含めた保健医療スタッフの拠点を整備します。

提供する機能

A. 初期救急医療

- ・ 休日夜間急病診療所（応急救護所）
- ・ 各地区の応急救護所への支援
- ・ 医療救護班による救護体制の確立
- ・ 診療可能な医療機関情報の収集及び提供
- ・ 後方転送機関等との調整

B. 医薬品等の確保

- ・ 災害用医薬品等の確保
- ・ 供給医薬品等の一時保管
- ・ 支援医薬品等の管理

C. 医療ボランティアの活動拠点

- ・ 医療ボランティア受入
- ・ 医療ボランティア活動調整

D. その他の機能

- ・ 被災住民の健康管理
- ・ 歯型鑑定等